平成２９年（フ）第２０９９号
大阪市東住吉区山坂５丁目19番９号　中野ビル　102号
債務者　渕脇　一成
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１００号
大阪府枚方市星丘３丁目１番27―205号
債務者　斉藤　芳明
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１６号
大阪府枚方市東山１丁目３番地の12
債務者　鎗水　文子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１７号
大阪市浪速区敷津西２丁目12番２―201号
債務者　中野　秀男
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２３号
大阪市住吉区苅田９丁目17番７号、前住所大阪市阿倍野区阪南町７丁目６番30号
債務者　山口壽美子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２４号
大阪市生野区田島１丁目13番18号　ｗｉｎ大池橋　203号
債務者　片島佳代子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７号
岡山県津山市国分寺439番地19、前住所岡山県津山市川崎1226番地１
債務者　廣瀬　梨恵
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第９１号
香川県高松市木太町3384番地１　メルベール木太205、住民票上の住所香川県高松市木太町3384番地１　遠藤マンション205
債務者　下内　千早（旧姓東谷）
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３２号
仙台市泉区将監６丁目３番３―35号
債務者　保理　範子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
仙台市太白区西中田３丁目23番33―102号、従前の住所仙台市太白区西中田６丁目８番10―102号
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
福島県いわき市内郷御厩町１丁目６番地
債務者　笹越　靖子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４７号
茨城県筑西市村田1714番地１、前住所茨城県下妻市半谷376番地２　ドリーム下妻102号室
債務者　青木　秀行
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７１号
茨城県下妻市鎌庭2692番地２　プレジデンツ壱番館101号室
債務者　関根　貞治
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７８号
茨城県坂東市辺田296番地19、前住所千葉県野田市古布内1522番地１　アリビオ202
債務者　山城　徳二
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８７号
茨城県古河市東山田1815番地204　観山ハイツ１―202号
債務者　諏訪　恒夫
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０号
群馬県桐生市東７丁目７番８号、旧住所群馬県桐生市仲町２丁目８番11号
債務者　大島　洋一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部